

## 国立研究開発法人電子航法研究所の見直し

平成27年9月10日

国土交通省

国土交通省では、アジア太平洋地域における航空需要の大幅な伸びが予測される中、国際競争力を強化して航空需要を我が国に取り込むため、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画及び「日本再興戦略」改訂2015に掲げられたとおり、首都圏空港の機能強化、管制処理能力の向上、航空交通システムの高度化等を推進しているところであり、航空交通容量を更に拡大するため、航空交通システムを大胆に変革する高度な技術開発が必要になっている。国立研究開発法人電子航法研究所（以下「電子航法研究所」という。）は、航空交通システムの高度化に係る研究開発を実施する我が国唯一の研究開発機関として、航空局が担当する航空管制等の航空保安業務に対する技術支援等の重要な役割を担っている。

電子航法研究所の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

なお、見直しに当たっては、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を踏まえている。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1. 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発業務

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「科学技術イノベーション総合戦略2015」（平成27年6月19日閣議決定）等を踏まえ、研究開発機能の強化や国際活動の推進、外部機関との連携を推進することにより、研究開発成果の最大化を図るため、以下の措置を講じる。

### (1) 研究開発機能の強化

研究開発成果の最大化に向けて、社会・行政ニーズを踏まえた政策課題等の解決に資する研究開発のため、これまでの研究成果の蓄積や強みを生かしつつ中長期的な視点も踏まえた研究計画策定とこれに基づく研究業務を進めていく。

また、優秀な人材の確保と育成、優れた技術シーズを実務に結びつける橋渡し機能の強化、外部研究資金の獲得、知的財産権の管理・活用等の取組を実施する。

さらに、海上技術安全研究所及び港湾空港技術研究所との統合を踏まえ、これまでの電子航法研究所の特性・プレゼンスを生かしつつ統合による効果を発揮し、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進に貢献する。

### (2) 国際活動の推進、外部機関との連携強化

電子航法研究所が開発した我が国独自の技術を国際標準へ反映させるため、国際機関における活動への参画を一層推進する。また、アジア地域における航空交通システムの底上げを目指して、当該地域の航空関係機関との技術交流を深め、新技術の円滑な導入に貢献するとともに、国内産業界との連携を深め、産業界によるアジアへの進出をサポートしていく。更に、他の研究機関が有する基盤的技術を活用して研究成果の質を高めるなど外部との連携により他分野との融合を積極的に進めるとともに、我が国の航空交通関連技術や人材の層を厚くするため、大学や民間等との共同研究、連携強化を推進する。

## 第2 業務実施体制の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

### (1) 組織形態の見直し

電子航法研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所及び同港湾空港技術研究所を統合し、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所を設立する（平成28年4月1日統合予定）。

## (2) 組織体制の整備

統合する3研究所の連携を推進するため、企画部門を充実化する。

また、統合後においても、電子航法研究所の名称を継続的に使用するとともに、機動的な組織運営を図る。

## (3) 業務運営体制の整備

統合が定着した後に、総務部門の組織や経費の合理化に取り組む。

また、統合する海上技術安全研究所及び港湾空港技術研究所との業務実施の連携を推進し、運営に係る共通業務について共同調達を実施する。

さらに、法人のミッションを有効かつ効果的に果たすため、引き続き内部統制システムの充実、及び監事機能（監査）の実効性の向上に努める。

## 第3 その他組織・業務全般に関する見直し

### (1) 調達の合理化

引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、研究所内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、研究開発業務の効率的実施のために、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化する。

### (2) 給与水準の適正化

引き続き、給与水準については、研究開発業務の専門性・特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

### (3) 保有資産の見直し

3研究所の統合も踏まえ、引き続き保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(4) 自己収入の確保

プログラム等知的財産権収入を拡大する方策を検討することにより、引き続き自己収入の確保に努める。

(5) 中長期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

(6) その他

上記(1)～(5)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。